### 特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税・配送料込み)

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

#### 令和7年 R (2025年)

No. 16440 1部377円 (税込み)

> 発 行 所

#### 一般社団法人 発明 推 淮 会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虚ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001 [電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト https://www.jiii.or.jp

#### 目 次

☆大学における研究成果としての著作物の著作権の帰属 (1) (9) ☆特許庁 総務部長・審査第一部長・審査第二部長・ 審査第三部長・審査第四部長・審判部長 就任挨拶 (10) ☆日本弁理十会著作権委員会 研究レポート No.57 (16)

# 大学における研究成果としての 著作物の著作権の帰属

## 鶴巻町法律事務所 弁護士 桑野 雄一郎

#### 第1 はじめに

大学の研究者による研究活動の成果に対しては特 許権をはじめ様々な知的財産権が成立することがあ り、その知的財産権の帰属については各大学の規定 に基づいて処理されている。そして、そのような研 究成果の産業への活用が十分とは言い難い面があっ たとの反省を踏まえ、平成10年に「大学等における 技術に関する研究成果の民間企業への移転の促進 に関する法律」(平成10年5月6日法律第52号、以 下「TLO法」という。)が成立して以降、大学の研究 成果の特許化及び企業への移転を行う技術移転機関 (Technology Licensing Organization: TLO) の組織 化が促進され、現在は多くの大学においてTLOが活 動を行っている $^{1}$ 。

もっとも各大学のTLOの活動の中心は特許権など のいわゆる工業所有権であり、著作権については特

